平成２３年（フ）第３７２号
兵庫県伊丹市荻野２丁目30番地１御園第５マンション301号
債務者　寺本　顕子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８９号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の３４―502
債務者　洞ノ上早月
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８６０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―636号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目16番17―701号
債務者　川越　省三
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７２号
兵庫県西宮市神垣町２番25―302号
債務者　山口　善広
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９２２号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目11番８号　若草マンション204
債務者　鈴木　克明
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市田寺５丁目２番10号
債務者　石原　敏美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９０号
兵庫県姫路市田寺５丁目２番10号
債務者　石原　　弘
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市書写1737番地グラン・シャリオＢ棟201
債務者　山下　知佳
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６１７号
兵庫県加古川市平岡町二俣659番地の13
債務者　米倉　政利
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６２３号
兵庫県姫路市白浜町甲883番地　市営白浜南住宅１棟603号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1279番地　熊野アパート１Ｆ西
債務者　竹内　資博
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３６号
兵庫県神崎郡福崎町福田403番地13
債務者　坂本　　博
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８０号
島根県出雲市塩冶町597番地２
債務者　吉田　知子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８４号
島根県出雲市大社町修理免921番地
債務者　土江真奈美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８７号
島根県出雲市斐川町直江4779番地６
債務者　青山　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８８５号
広島市安佐南区八木６丁目18番６号
債務者　サンテこと　住田　正芳
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４８号
広島市佐伯区五日市中央６丁目11番７―204号
債務者　難波　栄作
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２３号
広島市東区戸坂数甲１丁目２番７号
債務者　志和設備工業こと　松本　一之
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７０号
広島市南区東青崎町９番19―201号
債務者　徳山　博美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　広島地方裁判所民事第４部